

税理士の役割

税理士 嶋 賢治

税理士法1条では、「税理士は税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」とその役割をうたっています。

ところで、税務調査を受けた納税者の方から、「税理士が税務署と一緒にになって税務調査をおこなった」という声を聞いたことがあります。もちろん、税務署員と一緒に調査を進めることはあり得ませんが、問題点が出てきたときに100%納税者の立場に立たなかった不満が、その底にあるのではないのでしょうか。

独立した立場にあるはずの税理士ですが、各税務署には税理士・税理士法人を監督する担当者が配置されていて私たちの業務を常にチェックしています。国が、業務上問題があると判断した税理士に対

する懲戒権は財務大臣にあります。税理士はその首根っこを税務署に押さえられているともいえる状況なので、税務調査の場面で冒頭のような場面が見受けられるのも無理ありません。

ところが、弁護士は、その懲戒権を法務大臣でなく所属する弁護士会が握っています。

すなわち、弁護士は国からの完全な独立の下、自主権が保証された中で自由に業務を行っています。

そもそも、私たち税理士の役割に関する法律の真っ先にある「申告納税制度の理念にそって」とあるその理念とは、まさに国民主権主義から導き出される「納税者が主人公」という日本国憲法の理念です。

国の主人公である納税者の代理人としての税理士に、弁護士と同じように完全な自主権・独立権を保証すれば、税務調査の場でも、納税者の方からどちらを向いて仕事をしているのかという不信感を持たれることはなくなるはずです。

そうすることで、真の意味での申告納税制度が完結するし、納税者からも真に頼られる税理士としてその社会的地位も向上するといえるのではないのでしょうか。

私たちは業務に対する報酬を国からでなく、納税者の方からいただいています。その点からも税理士の役割はおのずとわかるものです。